

二、見習工及び女工の二ツ型ヲ押ス場合ノ増額制確立ニ対シテハ
従前ノ通

三、皆勤賞共制ノ確立ニ対シテハ
従前ノ通

三、争議中ニヨル解雇絶対及対ニ対シテハ
工場ノ状況ニ依リ此ノ限リニ非ス

四、労働組合ノ確立ニ対シテハ
労働組合ヲ認メス但レ個人ノ自由ヲ妨ケズ

五、不當解雇絶対及対ニ対シテハ
見解ノ相違アル可キニ依リ明答ノ限リニ非ス

六、争議中ノ日給全額支給ニ対シテハ
争議中ノ日給支給ハ不能ナリ

七、作業用具ノ支給ニ対シテハ
財政ノ許ス範圍ニ於テ支給ス

一八、公傷手当ノ支給ニ対シテハ

工場法ノ重要範圍ニ依ル

一九、勤続手当制ノ確立ニ対シテハ

考慮

二〇、年二回ノ定期昇給制ノ確立ニ対シテハ

考慮

二一、工場作業以外雑役絶対及対ニ対シテハ

作業ノ能力上止ムヲ得ル依リテ従前ノ通

右回答候也

昭和六年一月九日

鈴木敏輔